

## 令和7年度 いじめ認知件数

R8.1.31現在

## 【小学校】

## 【中学校】

## 1 いじめの認知件数

| R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | R3 | R4  | R5  | R6  | R7  |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 113 | 202 | 317 | 415 | 302 | 92 | 117 | 164 | 166 | 155 |

## 2 上記1について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答)

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ケ その他

| R3 | R4  | R5  | R6  | R7  | R3 | R4 | R5 | R6  | R7  |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 59 | 127 | 193 | 224 | 208 | 49 | 77 | 98 | 118 | 116 |
| 3  | 11  | 29  | 28  | 20  | 5  | 2  | 9  | 11  | 7   |
| 21 | 61  | 78  | 137 | 106 | 15 | 26 | 33 | 22  | 25  |
| 12 | 21  | 38  | 67  | 46  | 9  | 13 | 12 | 16  | 18  |
| 3  | 4   | 3   | 1   | 2   | 2  | 0  | 1  | 2   | 2   |
| 8  | 11  | 23  | 40  | 28  | 4  | 13 | 16 | 16  | 16  |
| 11 | 94  | 78  | 53  | 48  | 13 | 5  | 16 | 41  | 27  |
| 14 | 5   | 10  | 5   | 17  | 20 | 26 | 25 | 18  | 18  |
| 0  | 0   | 1   | 0   | 0   | 0  | 0  | 1  | 0   | 0   |

## 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

いじめ防止対策推進法における「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

## 2 いじめ解消について

(1) 解消については、単に謝罪をもっての解消ではなく、次のことが満たしたものを解消とすることを基本としている。

- ① 「いじめの行為が止んでいること」(3か月を目安とする)
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

(2) 令和6年度において年度内に解消できなかった事案は、小中学校合わせて152件であったが、上記①の3か月の経過を丁寧に見守り、年度をまたいで解消に至った事案がほとんどである。しかし、「数年後に同じ相手から…」といったケースも見られることから、「確実な引継ぎ(特に小→中)」と「丁寧なかかわり(“ないだろう”ではなく“あるかもしれない”)」を周知徹底していく。

## 3

本市では、「いじめの芽」や「その兆候」を早期の段階で把握し、適切に対応できるようにするために、学校に対して、認知について、定義に従い、被害児童生徒が苦痛を感じていたり、感じていると認められるもの、その訴えがあったりしたものはすべて積極的に認知するように伝達している。「いじめの実態は時代とともに変容していることを教職員が認識すること」、「子どもの日常に紐づいた指導を行うこと」を大切な視点であると考え、今年度は特に、県教委作成の教職員研修用リーフレット(別紙)を活用した教職員の研修を実施した。教職員全体で繰り返し研修を実施することにより、「未然防止、早期発見・早期対応を、同じ目で、同じように」できるよう、生徒指導主事を中心とした組織的な体制の構築に努めていく。

資料 2

教育センターでのいじめに関する取組

1 相談事業

(1) 教育相談員による相談（令和7年4月～令和8年1月）

※延べ回数

|        | 不登校   | 学校生活・<br>集団不適応 | 対人・<br>行動 | いじめ | 学業・<br>進路 | 教師 | 家庭 | 障害・<br>発達 | その他 |
|--------|-------|----------------|-----------|-----|-----------|----|----|-----------|-----|
| 来所相談   | 561   | 120            | 29        | 13  | 2         | 0  | 0  | 14        | 1   |
| 適応指導   | 485   | 192            | 0         | 0   | 0         | 0  | 0  | 0         | 0   |
| 家庭訪問   | 0     | 0              | 0         | 0   | 0         | 0  | 0  | 0         | 0   |
| 学校訪問   | 81    | 25             | 9         | 0   | 0         | 0  | 0  | 11        | 0   |
| 電話相談   | 238   | 36             | 16        | 4   | 8         | 0  | 0  | 6         | 5   |
| メール    | 9     | 1              | 0         | 0   | 0         | 0  | 0  | 0         | 0   |
| 他機関と連携 | 1     | 0              | 4         | 0   | 0         | 0  | 0  | 2         | 0   |
| 計      | 1,375 | 374            | 58        | 17  | 10        | 0  | 0  | 33        | 6   |

(2) SNS 相談アプリ「STANDBY」事業（中学校のみ）

令和元年度より、いじめをはじめとした生徒の様々な相談の窓口を広げ、きめ細かい対応を行っている。

令和7年度も引き続き、市立中学校において中学1年生を対象に「脱いじめ傍観者」教育を行った際に、その場で一人一台端末にSTANDBYアプリの登録を行った。例年、登録のタイミングで相談してくる1年生が多いのが特徴だが、今年度は全体的に相談の件数が少なかった。これは、①相談できる窓口やツール（生成AIを含む）が増えたこと、②学校の相談体制が活用されていること、などが理由として考えられる。

長期休業前には、市立小中学校の全学年で、本相談窓口だけでなく県の相談窓口も含めた周知を繰り返し行った。

令和7年度の相談件数等については、下記のとおりである。

○相談件数 15件 ※R8.1.31時点

○相談内容（1件で複数内容の相談あり）

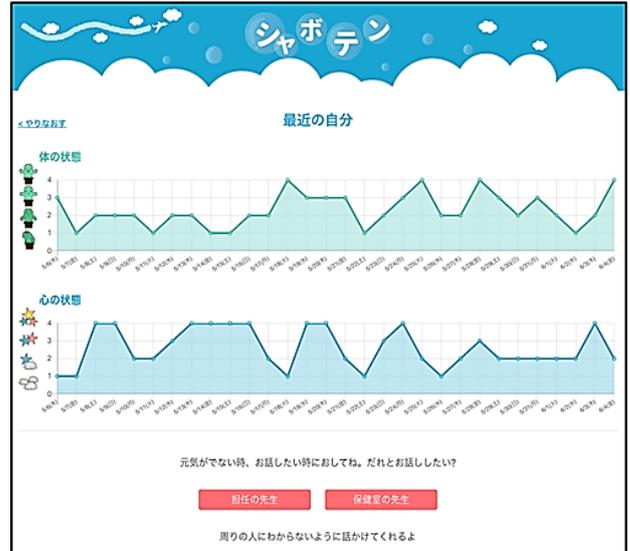


| 相談内容       | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|----|----|----|----|----|
| 人間関係、友人関係  | 1  | 14 | 9  | 11 | 4  |
| 学校生活、自身の生活 | 2  | 9  | 1  | 3  | 2  |
| いじめ        | 1  | 1  | 2  | 5  | 2  |
| 自殺念慮       | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  |
| 部活動        | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  |
| 家族、親       | 4  | 5  | 2  | 3  | 1  |
| 勉強、進路      | 0  | 5  | 2  | 1  | 3  |
| 自分自身のこと    | 2  | 12 | 3  | 11 | 1  |
|            | 10 | 46 | 19 | 36 | 15 |

### (3) 心と体の健康観察アプリ「シャボテン」事業（全小中学校）

令和4年度より、市立小中学校において、一人一台端末を活用し、児童生徒が毎日自身の心と体の状態を入力することで、学級担任等が児童生徒の不安や悩みに等に早期に気づき、適切な声かけや教育相談等の対応ができるようにしている。また、児童生徒自身のグラフ化された心身の状態を見ることができ、自分自身を振り返ることができるようにしている。

「話したいボタン」の活用については、担任だけでなく、「保健室の先生」「相談室の先生」などの選択肢を設定し、教育相談コーディネーターが相談につなぐ、シャボテンログの画面を教務主任や教頭が確認することで、児童のSOSにスピード感をもって対応する、など各校の実態に応じた実践の報告を受けている。



## 2 啓発事業

### (1) 「脱いじめ傍観者教育」「SOS の出し方に関する教育」の実施

○全中学校において、中学1年生を対象に、外部講師を招聘し「脱いじめ傍観者教育」の授業を行った。（長山中:6/17 城西中:6/25 中根台中:6/18 城ノ内中:6/9・10 龍ヶ崎中:6/30）

#### 【ねらい】

- いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の立場にとどまらず、被害者が加害者に声をあげたり、いじめが行われている雰囲気を変えたり、誰かに相談したりといった、何らかの行動をとることが重要だということを理解する。
- 一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかには、クラスの雰囲気が関わってくることを理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。
- 特にネットいじめにおいては、教師や保護者が直接いじめの状況に気付くことが難しいこと、文字だけのコミュニケーションにおいて雰囲気を変えることが難しいことを踏まえ、工夫していじめを止める行動がとれるようになる。

○継続した指導が必要であることから、中学2・3年生では外部講師を招聘した「SOS の出し方教育」の授業を行った。（長山中2年、城西中2年、城ノ内中2・3年）

### (2) 茨城県スクールロイヤーによる出前授業

県スクールロイヤー活用事業を利用し、令和7年度は八原小学校（教職員 7/22）、長山中学校（2年生 7/15）、中根台中学校（2年生 5/26）、城ノ内中学校（2年生 10/31、教職員 8/21）において、「いじめ予防に関する授業」や「法の視点からいじめを考える校内研修」を実施した。

○児童生徒を対象とした「いじめ予防に関する授業」

#### 【ねらい】

法に基づいて「いじめ」を考えさせることで、いじめ問題等の未然防止を図る。さらに各校の実態に応じて、SNSに起因するいじめなど、焦点を絞った内容を取り扱う。

#### 【授業の成果】

- ・いじめの加害者の考え方によっていじめの標的が変化するケースもあり、自分がどのように行動できるのかを考えるきっかけになった。
- ・事例などを聞いて身の周りに起こりうる可能性があることに気づき、言動に改めて気を付けていこうと考えている生徒もいた。

- ・傍観者や聴衆も、いじめの加害者側にも被害者の味方になれることにも気づくことができ、今後の行動を考えるきっかけになった。
- ・人によって心のコップの大きさが違うことを知り、自分は大丈夫なことでも人によっては傷つくことがあるということを知ることができた。
- ・学級の実態に合った話をしていただくことで、振り返りに「これからは友達の気持ちを考えて発言したい」と記述するなど、生徒自身が学校生活や友達との関わり方について自分事として考えることができた。
- ・様々なケースを基に、「いじめ」に当たる行為とはどういうものか、「いじめ」は、人権侵害行為であること、絶対にしてはいけない行為であることをご講義いただいた。弁護士から直接こうした話を聞く機会はないので、集中して聞いていた。
- ・SNSトラブルの形態についてお話いただき、生徒たちからは「これまでの安易な自身の行為について気を付けたい」などの感想が多く、実り多い時間となった。

○教職員と対象とした「法の視点からいじめを考える校内研修」

【ねらい】

日々の具体的な事例を挙げながら、法の視点から改めていじめを捉えることにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。

【研修の成果】

- ・(適時適切に) 報告・連絡・相談の体制を整えることの重要性を、職員皆で再確認・再認識する機会となった。都度、周知徹底を図っていく。
- ・法律に関しての講義が、学校で勤務するうえで必要な内容だった。大いに参考になった。  
「A児とB児の悪口の言い合いの例などはよく見る光景であり、『先に言った』『相手も言ってきた』など言い合いは終わらないことが多い。子供たちに伝える指導と関わりの必要性を学んだ。子供たちが楽しく安全に、安心して自信をもち、毎日を過ごせるよう努めていきたい」といった感想が聞かれ、職員の人権意識向上と児童への適切な指導と配慮の重要性への理解を深めた。
- ・いじめ問題に対して、学校が行うべき義務内容、法的根拠に基づいた組織体制の在り方や対応の在り方等についてとても参考になった。
- ・近年のSNSトラブルの形態と対応についてお話いただいたことで、実効性のある組織体制づくりを構築するための参考となった。

(3) 生徒指導連絡会の開催

【第1回】令和7年4月21日(月)

14:00～15:10 副校長・教頭部会

15:20～16:30 生徒指導主事部会

- ・生徒指導事業に係る各種事業説明
- ・年間の生徒指導関連の研修、事業、報告等の流れ
- ・生徒指導の視点から見た教頭、生徒指導主事の役割

【第2回】令和7年5月27日(火) 15:00～16:30

- ・講話「脱いじめ傍観者教育・SOSの出し方教育を推進する取組について」  
(講師：スタンドバイ株式会社代表 谷山大三郎 氏)

【第3回】令和7年7月9日(水) 15:00～16:30

- ・演習「龍の子のSOSに気づくためには？ 対応するためには？」  
NITS 校内研修シリーズ(動画教材)「教職員の先生方のためのゲートキーパー研修 自殺をほのめかす生徒への対応について」を活用した研修

【第4回】令和7年11月11日(火) 15:00～16:30

- ・研究協議「生徒指導のあれこれについて話しましょう」  
「校内相談体制の具体例」「いじめを認知する際の会議の持ち方」など、話題を絞って具体例を共有

【第5回】令和8年2月9日（月）15:00～16:30

・今年度の取組の振り返り、次年度に向けて課題の把握 などを予定

第3回連絡会において、「龍の子の SOS に気づくためには？ 対応するためには？」とテーマとして演習を行い、同様の内容を各校で教職員研修として行うようにした。昨年度、一昨年度の内容を変更し、今年度は「自殺をほのめかす生徒への対応」という、より具体的なケースへの対応について研修ができるよう、設定した。各校のリフレクションからは以下のような感想が聞かれた。

- ・「自殺したい」と思っている児童に対して、ストレートに聞いていいものかと躊躇している先生が多かったので、今回の研修では具体的な流れが学べたので良かった。
- ・窓口は全て担任で、一人で抱え込まざるを得ない状況になっている。様々な人で関わりをもち、学校全体としてその児童に対応した方がよい。
- ・1対1で話ができる時間を多く設けること。児童に対するアンテナをもち「観察」する。言葉に敏感になる。
- ・生徒に相談された場合、どのように教員間で連携していくのか不明瞭な先生もいた。教員間の連携や校内相談体制に関する情報は日々、生徒指導部会を通して共通理解を図っていく必要があると感じた。
- ・「死」のことを話すのに抵抗がある人が多いように感じた。それを一人でやるのではなくチームで行っていく環境づくりが大切になってくると感じた。「自殺」や「死」という言葉が、SOS から直結する可能性があるということを感じている教員が多く、研修に対して真剣に取り組んでいる教員が多かった。「死」や「自殺」といった言葉に対して、どのように向き合っ寄り添いの言葉をかけるか悩んでいる教員が多く、難しかった。悩んでいる教員の解決の糸口になれるよう、養護教諭より、寄り添えるスキルを学ぶためのロールプレイングを行うなどする教育相談に対しての研修を行った。

**令和7年度**

**第2回いじめ問題対策**

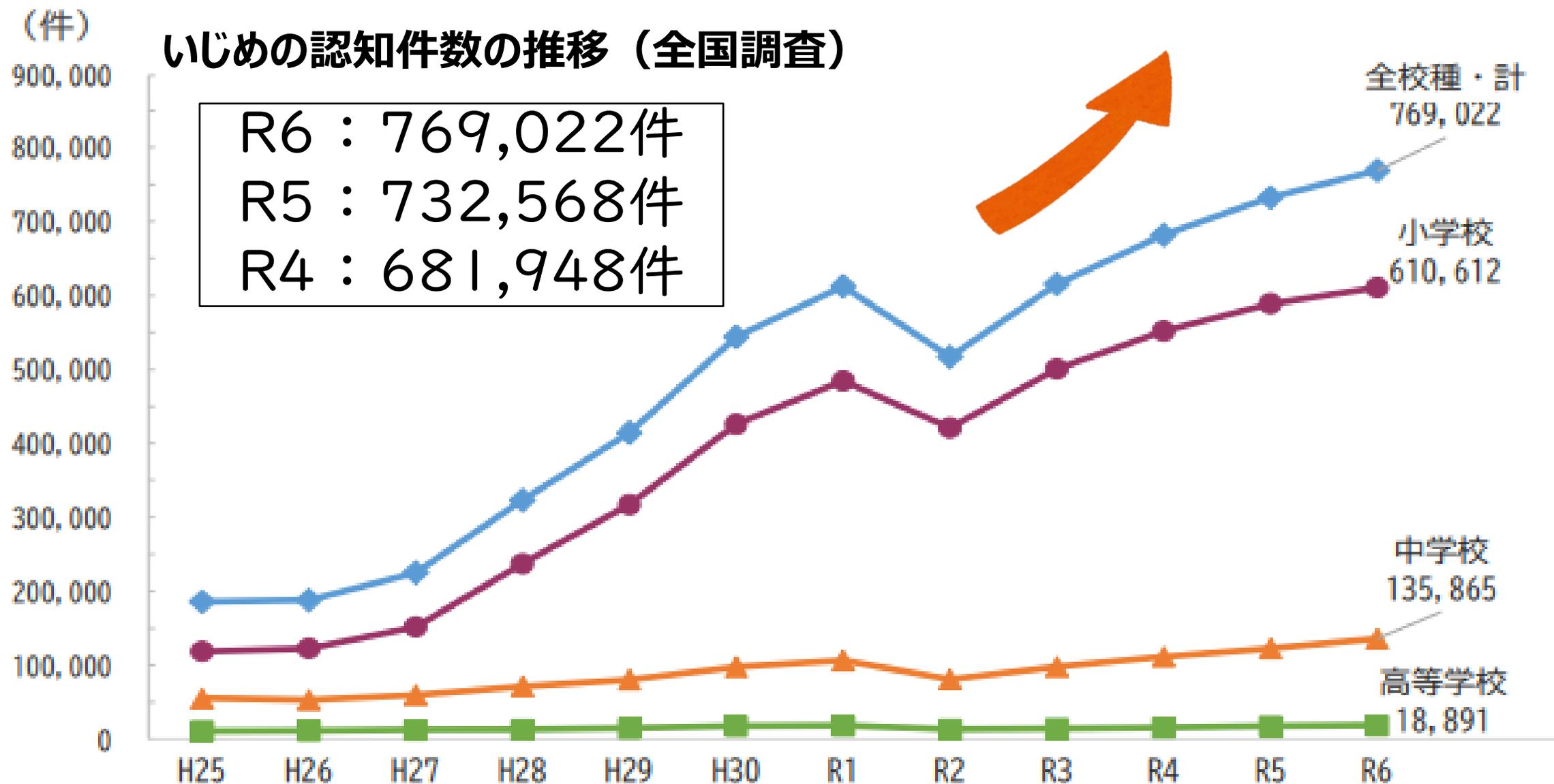
**連絡協議会**

---

**令和8年2月2日（月）**

- 1 国の動向
- 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について
- 3 教育センターの取組状況
- 4 学校の取組状況

# 1 国の動向



（出典）文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」令和6年度

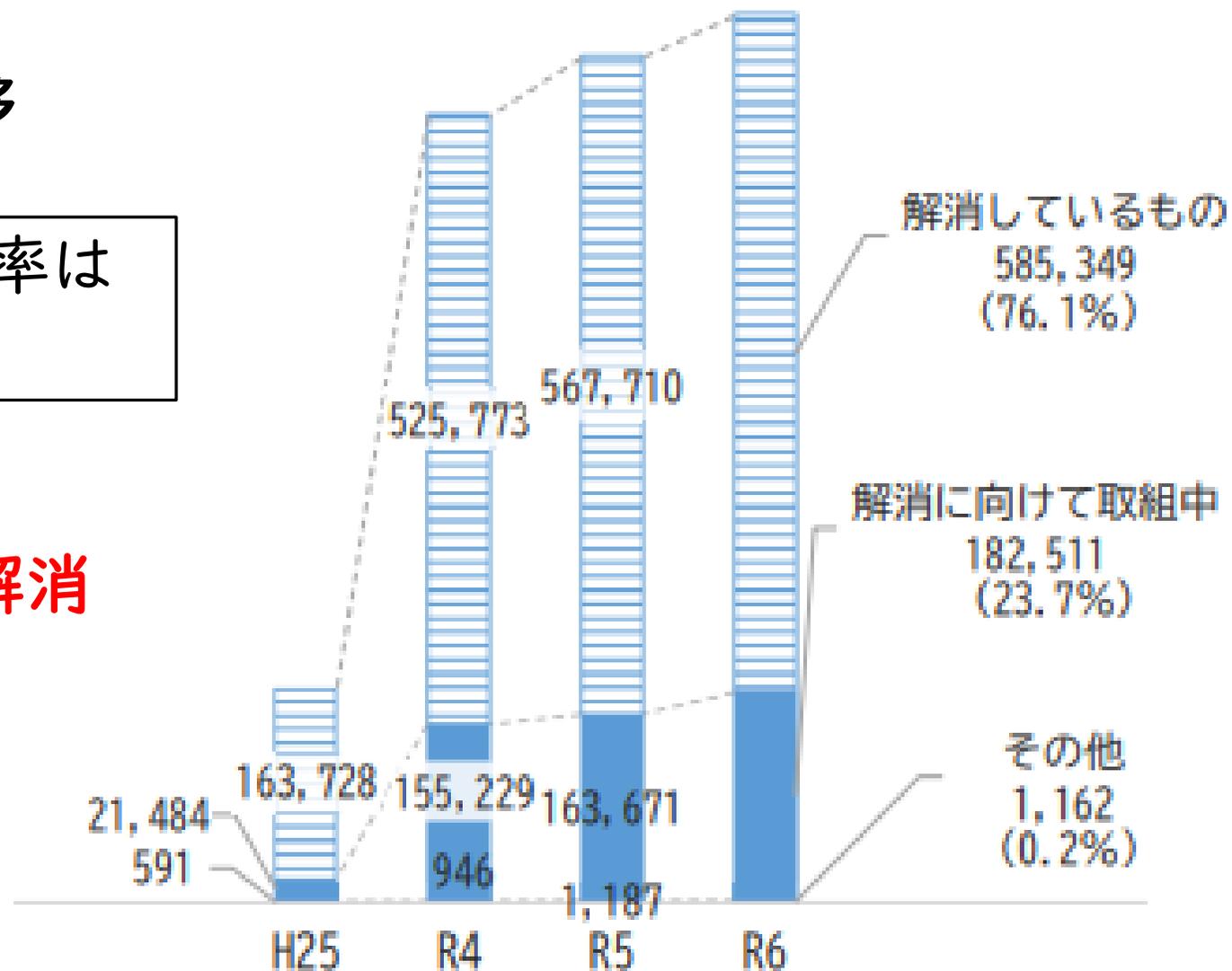
# 1 国の動向

## いじめの解消状況の推移 (全国調査)

年度末時点での解消率は  
**76.1%**



**問題が小さいうちに解消**



※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p.6～7参照）

| チェックポイント   | Yes/No |
|--|--------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。  | □      |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。   | □      |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。   | □      |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。<br>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと<br>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと<br>・重大事態の中立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など                  | □      |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | □      |
| 学校がいじめへの対応で中断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。   | □      |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。  | □      |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのまませず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。  | □      |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等の仕組みを整えている。  | □      |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害等が発生した場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒に発生した場合、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。   | □      |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。  | □      |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。   | □      |

# 学校における平時からの備え

すべての教職員が「法や基本方針について」「重大事態とは?」「重大事態の対処の仕方」を理解、認識しているか?

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合、警察への相談・通報を行うことについて保護者に周知しているか?

学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいるか?

## 2 国の動向

学校や関係者の対応  
がより明確化

円滑かつ適切な調査  
の実施

いじめ対象児童生徒  
や保護者等に寄り  
添った対応

◎ 学校いじめ防  
止基本方針の見  
直しを！

◆ いじめの未然防止と重大事態に対する適切な対応

- ➡ 学びを通じた「共感的な人間関係の育成」及び「安全・安心な風土の醸成」
- ※ 教科の指導と生徒指導の一体化（生徒指導の実践上の4つの視点の意識化）
  - ※ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」の確認とチェックリストの有効活用
  - ※ 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

生徒指導の実践上の4つの視点

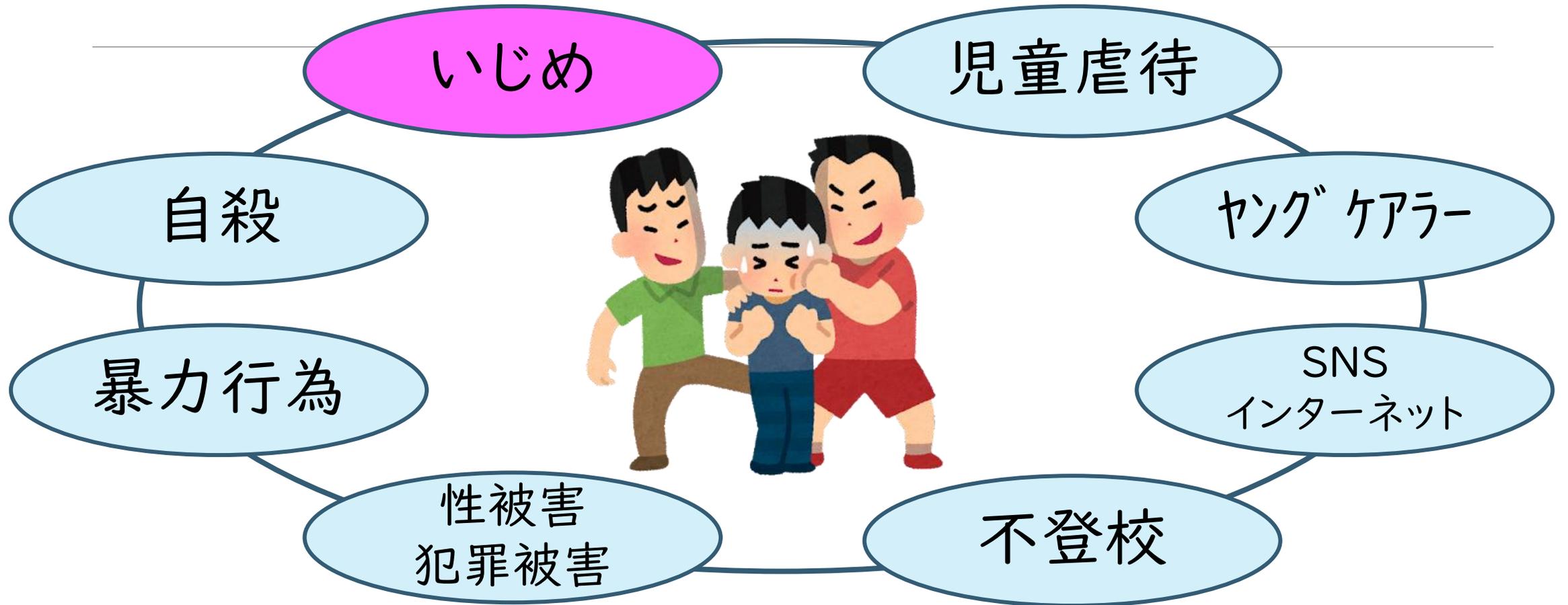
自己存在感の  
感受

共感的な人間  
関係の育成

自己決定の場  
の提供

安全・安心な  
風土の醸成

## 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について



## 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について

(1) いじめ認知件数 ※R7は12/31現在



R7 : 小学校 278件 中学校 148件

R6 : 小学校 415件 中学校 166件

R5 : 小学校 317件 中学校 164件

R4 : 小学校 202件 中学校 117件

## 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について

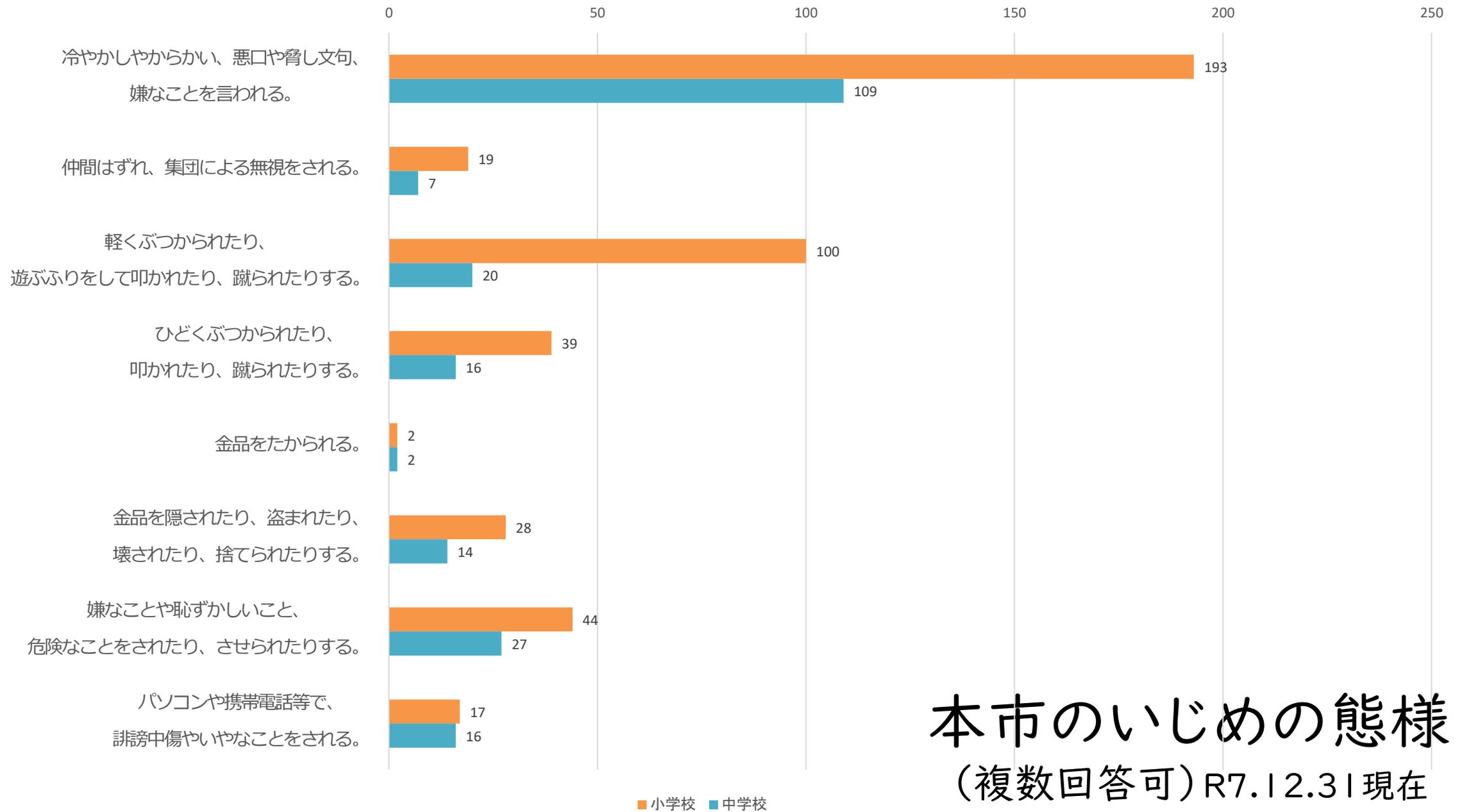
【R6:いじめの解消について】

いじめ認知件数 581件

年度内に解消  
429件

年度をまたいで継続  
152件

安易に「解消」と判断せず、丁寧な見守り、児童生徒に寄り添った教育相談の継続を実施。



本市のいじめの態様  
 (複数回答可) R7.12.31現在

## 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について

### (2) いじめの態様 (複数回答)

#### 小学校 278件

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる…193件
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする…100件
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる…17件

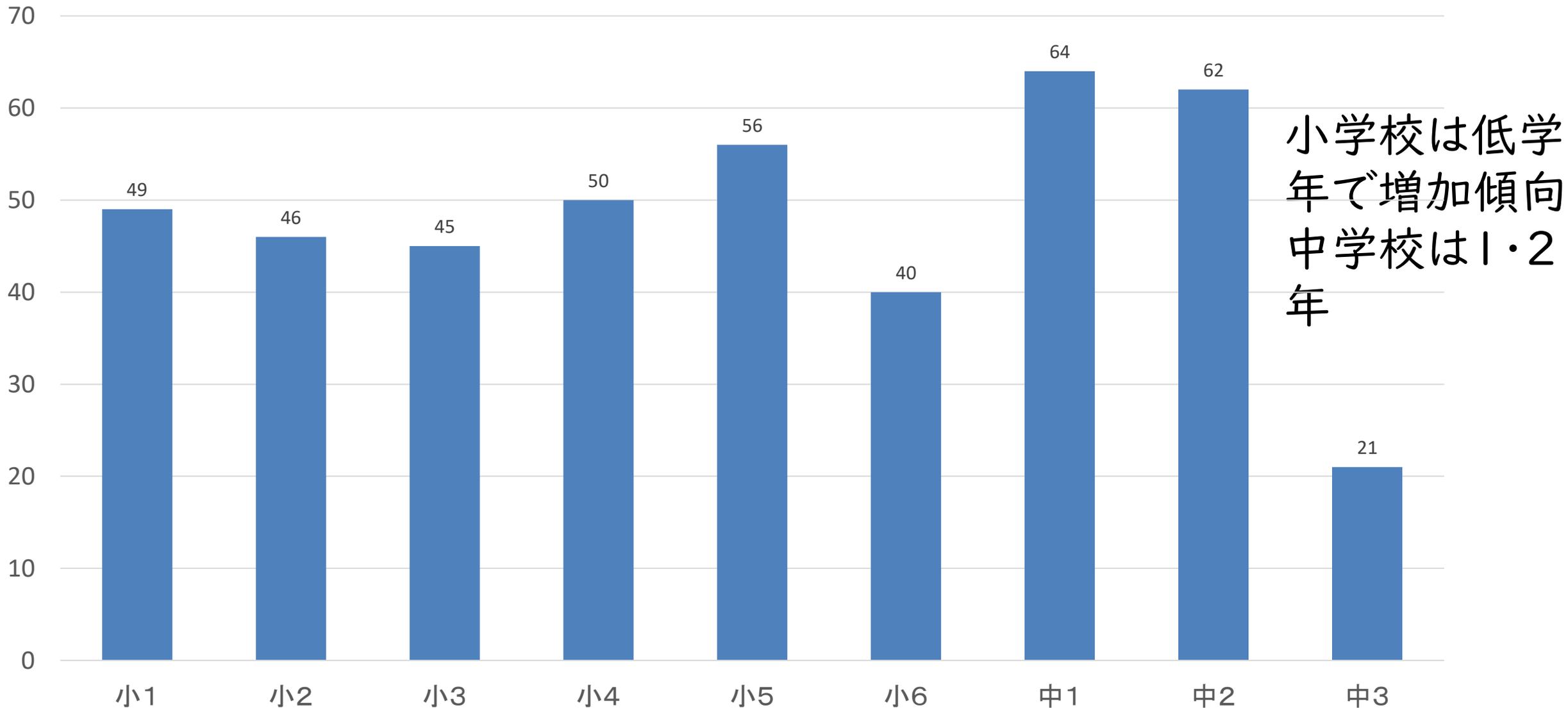


## 中学校 148件

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる…109件
- 恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする…27件
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる…16件



# 本市のいじめの認知件数の学年別内訳※R7.12.31現在



## 2 市立小中学校における「いじめ」の状況について

いじめの発見のきっかけ ※R7.12.31時点、複数回答

| 小学校         |      | 中学校       |     |
|-------------|------|-----------|-----|
| 被害児童保護者から   | 104件 | 被害生徒本人から  | 63件 |
| 被害児童本人から    | 69件  | 被害生徒保護者から | 37件 |
| 学級担任から      | 55件  | 担任以外の教員から | 28件 |
| アンケートなどから   | 19件  | 学級担任から    | 16件 |
| 被害児童以外の児童から | 19件  |           |     |

### 3 教育センターの取組状況

(1) 相談事業(令和8年1月31日現在)

①教育相談員による相談

来所相談、電話相談、メール等による

合計1,873回の相談のうち

**いじめを主訴とする相談…17回**

### 3 教育センターの取組状況

#### ②SNS相談アプリ「STANDBY」(中学校)

相談件数 15件のうち

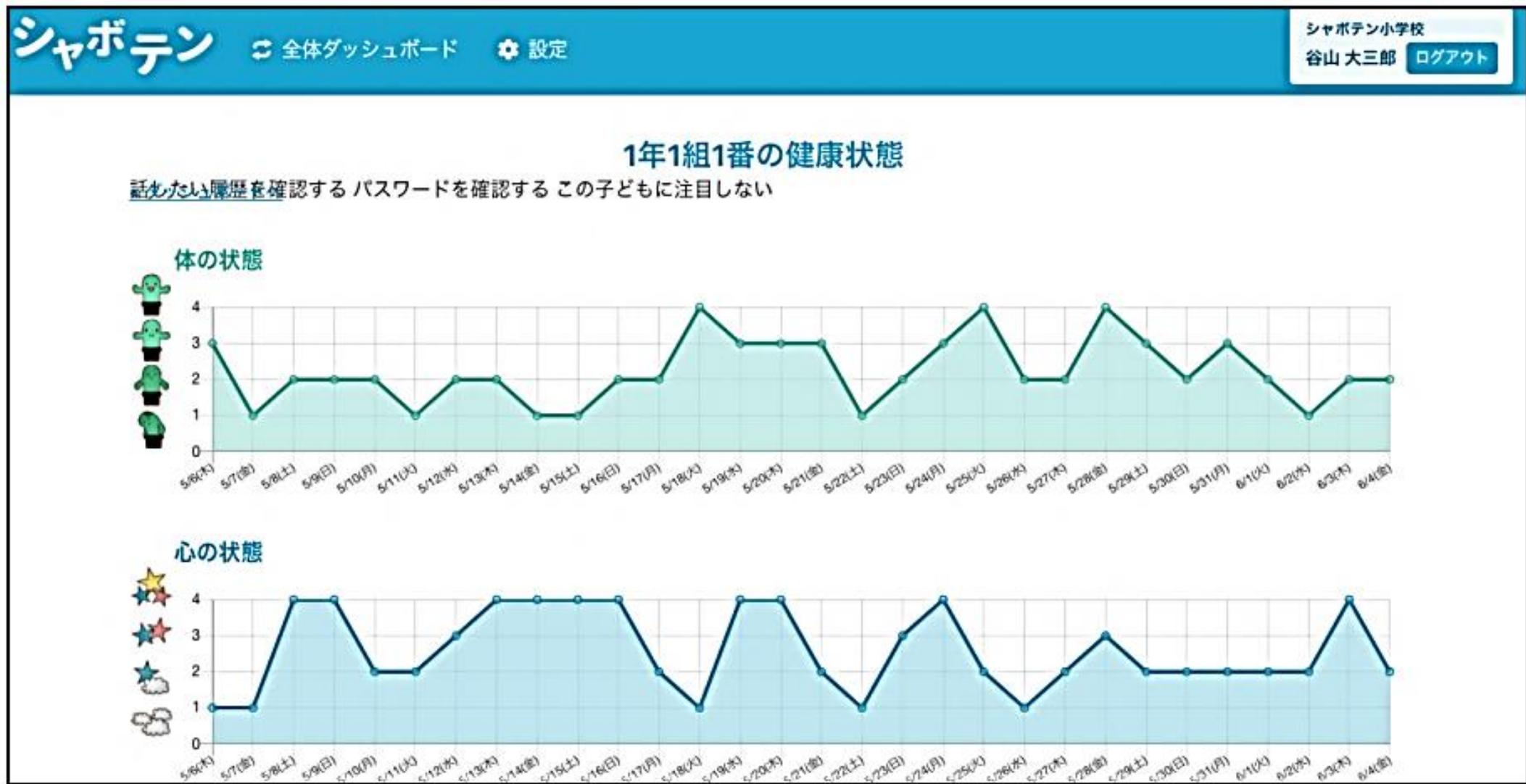
いじめに関する相談…2回

→学校と情報共有し

丁寧に対応することができた



# ③心と体の健康観察アプリ 「シャボテンログ」(全小中学校)



### 3 教育センターの取組状況

#### ③心と体の健康観察アプリ

「シャボテンログ」(全小中学校)

- 導入から数年が経ち、各校の実態に応じた活用が見られる
- 教育相談コーディネーター
- 管理職から各担任やSC等へ

### 3 教育センターの取組状況

#### (2) 啓発事業

- ①「脱いじめ傍観者教育」  
「SOSの出し方に  
関する教育」の実施  
(STANDBY講師による)



### 3 教育センターの取組状況

#### (2) 啓発事業

#### ② 県スクールロイヤーによる 出前授業

「いじめ予防に関する授業」

- ・城ノ内中（2年生）、長山中（2年生）、中根台中（2年生）

「法の視点からいじめを考える研修」

- ・八原小、城ノ内中（教職員）



# 3 教育センターの取組状況

## (3) 生徒指導連絡会の開催

○自殺をほのめかす生徒への対応について(動画)

→より具体的な事案について、全職員で対応の在り方について研修する

○生徒指導主事の役割の確認

→「いじめ認知」をどのように行っているか

→他校の取組を知ることで学校間格差をなくす

講義テーマ  
「希死念慮のある児童生徒への適切な対応について①」  
教職員の先生方のための  
**ゲートキーパー研修 《個人スキル編1》**  
「自殺をほのめかす生徒への対応について」



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人  
いのち支える自殺対策推進センター  
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCPC)  
子ども・若者自殺対策室  
松田 芳明  
独立行政法人教職員支援機構

### TALKの原則

- Tell:** 心配だよ 言葉に出して心配していることを伝える
- Ask:** どんな時に死にたいと思うの? 「死にたい」気持ちについて、率直に聞く
- Listen:** 死にたいくらいつらいんだね 絶望的な気持ちを傾聴する
- Keep safe:** ひとりにしないよ 安全を確保する



その先の歩み N|+S 独立行政法人教職員支援機構

# 【生徒指導連絡会における研修の実施】

〈参加者〉 市内小中学校生徒指導主事

〈研修のテーマ〉 龍の子のSOSに気づくためには？ 対応するためには？ 〈研修の手法〉 動画視聴

〈研修の概要〉 生徒指導連絡会において演習

→生徒指導主事が各校でファシリテーターとなり実施



◎「法」や「通知」を踏まえた指導

→生徒指導提要のアップデート、最新の通知

◎「組織」での対応

→良好な学校風土の形成



## 4 学校の取組状況

---

○ 龍ヶ崎西小学校

生徒指導主事 佐藤 祐輔 先生

○ 龍ヶ崎中学校

生徒指導主事 黒田 茂紀 先生